

平成27年度 著作物の保護と利活用に関する研究会事業計画

1. 著作物の保護と利活用に関する研究会の活動目的

本研究会では、デジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正なコンテンツ利用の促進を目的として、インターネット上で行われるサービスのクラウド化や無線通信の高速化などネットワークの更なる進展に伴い生じる権利問題や新たなビジネスモデルに対応するための円滑な権利処理について検討を行う。

主な検討課題として、著作物等のアーカイブ化の促進やクリエイターへの適切な対価還元に向けた制度整備等の文化審議会著作権分科会における検討課題、国内外の著作権法制を始めとする知的財産政策の動向、新たなコンテンツビジネス事例等について情報共有および検討を行う。

また、今年度は昨年度末実施した研究会活動に関するアンケート結果にて要望の多かった、CCD加盟団体間における各団体の活動状況の情報共有・交換についても積極的に取り組むこととし、研究会において、各団体の普及・啓発や侵害対策等の諸活動について情報共有を行う。また、本研究会の活動目的やその効果についても継続的に議論することとする。

2. 主な検討課題

- ・文化審議会著作権分科会各小委員会で検討されている課題
- ・国内外の著作権法制、知的財産政策の動向および著作権・著作隣接権の侵害への対応状況
- ・著作権教育と各団体等における普及・啓発活動
- ・海外のコンテンツ配信ビジネス等の事例